

施策項目 20

生涯学習・社会教育の振興

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 道民が、生涯を通じて活躍することができるよう、必要なときに必要な知識・技能を身に付け成長し、他者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる学習機会の充実に資する取組を支援するとともに、多様な人々が主体的に参画できる包摂的な社会の実現を目指すことにより、潜在能力を発揮できる環境整備を推進します。
- 社会教育の推進に向けた取組への援助や、地域に必要な生涯学習の機会創出を手がける社会教育主事*、社会教育士*などの人材の育成に努めるとともに、知事部局やNPO、大学、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生の実現に向けた社会教育の振興を推進します。
- 子どもの豊かな人間性を育むため、学校や家庭、地域において、地域の特色を活かした多様な体験活動を意図的・計画的に創出します。

主な取組

- **生涯にわたる学習活動の推進**
 - ・ 道民カレッジ*はもとより、社会人の学び直しや多様な背景を持つ人々のニーズに応じた学習機会の提供
 - ・ 住民個々のキャリア形成に応じて、学んだ成果を地域や社会で活かす仕組みづくりの支援
 - ・ オンラインによる効果的な学習や活動の方法についての調査研究及び普及啓発
- **社会的包摂の実現につながる取組の推進**
 - ・ 関係機関との連携による障がい者の学びのニーズや特性に応じた学びの機会の確保及び取組の支援
- **学びの活動をコーディネートする社会教育主事などの人材育成**
 - ・ 社会教育主事及び社会教育士を養成する社会教育主事講習の広域的な展開や資質・能力の向上を図る現職研修の充実
 - ・ 行政職員や教職員、民間事業者等を対象とした社会教育に関する研修機会の充実
- **多様な主体との連携・協働による地域の教育力の向上**
 - ・ 社会教育関係団体の活動、人材育成、組織マネジメント、方向性等に対する指導・助言の充実
 - ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とした地域活性化や地域創生に向けた取組の支援
 - ・ ICT等の新しい技術を活用した学習活動の推進
- **地域の特色を活かした多様な体験活動の推進**
 - ・ 道立青少年体験活動支援施設ネイバルを核として地域の教育資源を活かした多様な体験活動の推進
 - ・ ホームページやSNS等を活用した体験活動の普及啓発の強化

関連する主な SDGs の目標



Topics

【家庭教育支援の推進】

- 関係機関との緊密な連携により、保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、企業等と連携し、地域ぐるみで全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図ることで、望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう取組を推進します。
- ・家庭教育支援者同士のネットワークづくりの支援
 - ・家庭教育サポート企業等制度の推進
 - ・市町村における家庭教育支援チーム設置に向けた支援の推進

Topics

【読書活動の推進】

- 北海道子どもの読書活動推進計画を踏まえ、幼児からの発達段階に応じた読書習慣の確立に努めるとともに、市町村立図書館や学校図書館における読書環境の充実を図る取組を進めます。
- ・幼児期からの読書習慣確立に向けた取組の強化
 - ・地域の住民や児童生徒が利用しやすい図書館となるための運営支援の強化
 - ・市町村立図書館や学校図書館に多くの地域住民が関わることのできる体制の充実



- ・オンラインによる効果的な学習や活動の方法の調査研究及び普及啓発
- ・ホームページや SNS 等を活用した体験活動の普及啓発の強化
- ・オンデマンドによる時間や場所を限定しない研修会の実施強化

【推進指標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値(R9) |
|---------------------------------------|---------------|---------------|
| 生涯学習の成果を活用している住民の割合 | 59.5% (R4) | 80.0% |
| 社会教育主事を配置している市町村の割合 | 68.7% (R4) | 100% |
| 障がい者の学習機会に関する実態把握をしている市町村の割合 | 26.8% (R4) | 64.0% |
| 道立青少年体験活動支援施設の利用者数 | 17.9 万人 (R1) | 毎年度 18.9 万人以上 |
| 家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援を行う市町村の割合 | 6.7% (R4) | 54.0% |
| 公立図書館の来館者数 | 556.6 万人 (R3) | 900.0 万人 |



担当課 HP

●社会教育主事

社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える社会教育法第9条の2に基づき都道府県及び市町村の教育委員会に配置されている専門的教育職員。

●社会教育士

大学における社会教育に関する必要科目の単位を修得、又は文部科学省の社会教育主事講習を修了した者に付与される称号。

●道民カレッジ

道民が自らの意思によって学び、自立した北海道の創造に寄与する人材を育成することを目的とした生涯学習の学びの場。